

次に、通告2番目、4番、福山晴美議員の一般質問につきましては、手話通訳者の申し出がありますので、手話通訳者の入室を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

手話通訳者の入室を許可いたします。

手話通訳者、八木美代子さん、入室をお願いします。

(手話通訳者 八木美代子さん入室)

○田畑議長 4番、福山晴美議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福山晴美議員。

○福山議員 4番、福山晴美です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問します。

今回は、聴覚障害者の方に対する支援についてと健康づくり計画についての2点です。

1点目、聴覚障害者の方に対する支援についてであります。

今まで何回か聴覚障害者の集まりに出席させていただく機会があり、そこで聴覚障害者の方たちの今までのご苦勞を知ることができました。例えば、身近でいつも一緒にいる家族とのコミュニケーションをとることができないために、家の中でも置いてきぼりを感じていたり、社会に出ても同じで、ひとりぼっちを感じていたこと、話が通じないことから社会の情報が入ってこず、これが大きな障害となって地域生活が困難であることなど、また、災害時の不安や恐怖もいろいろと教えてくれました。

私自身、この集まりに出席させていただくまではご不自由はされていることを知っているつもりではいたのですが、直接お会いしてお話を聞いているうちに、胸が熱くなって、本当に大変なご苦勞をされてきたこと、また、されていることを改めて知りました。自分の思いを伝えられないというのはとても不自由なことでありませぬ。言い伝える手段の手話は、伝えたい相手が理解をしてくれていなければ伝えられないわけでありませぬ。聴覚障害者の社会参加を進めるために、手話に関する理解を深め、互いに理解し、尊重し合う共同社会を実現できればと考えませぬ。

そこで、4点質問いたします。

まず1点目、岩出市は長期総合計画で、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指して取り組んでいます。この計画を見ると、障害者福祉の充実に基本施策の1つとされており、障害者サービスの充実に相談支援体制の充実にともに、

社会参加、就労支援の充実が重点的な施策となっています。また、市が策定している障害者計画においても、社会参加と自己実現のまちづくりが基本目標の1つとなっています。障害者の社会参加の推進に向け、どのように取り組まれているのか、お聞きします。

2点目、障害にもさまざまな種別があります。聴覚に障害を持たれている方が社会においてコミュニケーションをとるには、手話が重要な手段となります。岩出市内の聴覚障害者の方々に対する手話通訳者の派遣状況をお聞きします。

3点目、聴覚障害者の方々にとって日常生活を送る上でも、社会参加を進めていく上でも、手話通訳のできる方をふやしていくことはとても重要だと考えます。手話通訳ができる方をふやしていくために、どのような取り組みをされているのか、お聞きします。

4点目、2006年、国連の障害者権利条約で、手話は言語であると明記されました。我が国においても、2011年、改正障害者基本法により、手話が言語に含まれることが明記されています。本市議会においても、平成26年、手話言語法制定を求める意見書を採択し、国に提出をしています。手話言語法は、いまだ制定には至っておりませんが、近年、各自治体において手話言語条例が制定されてきています。鳥取県を皮切りに、全国に広がり、和歌山県のほか3市4町で手話言語条例が成立し、さらに広がる傾向にあると言われていています。岩出市では、この条例についてどのように考えているのか、お聞きします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

福山議員ご質問の1番目、聴覚障害者の方に対する支援についての1点目、障害者の社会参加に向けた取り組み、及び4点目、手話言語条例の制定について、あわせてお答えをいたします。

第2期岩出市障害者計画において、社会参加と自己実現のまちづくりを基本目標の1つに掲げており、障害者が社会、経済、文化等のあらゆる文化の活動に参加する機会の確保が重要であると認識してございます。特に、聴覚障害者の方々にとっては、手話は社会参加に欠かせないものと考えております。手話言語法の制定までは至らない中、各自治体において条例が制定されてきていることは承知しており、平成29年に和歌山県議会においても手話言語条例が採択され、手話の普及、手話通訳者等の確保、要請等がうたわれております。

本市におきましては、現在、聴覚障害者あるいは関係する方々と意見交換を重ねており、今後、条例の制定に向け進めてまいります。

なお、他の項目につきましては担当部長から答弁させます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員ご質問の1番目の1点目の中で、具体的な取り組みについてお答えをいたします。

障害者の社会参加につきましては、障害の種別、程度によってさまざまな場面が考えられますが、市では、障害者のニーズに沿って適切な障害福祉サービスを利用できるように、速やかな支給決定に努めております。

自立や就労を支援するためのサービスとして、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援等があり、外出を支援するためのサービスとして、同行援護や行動援護、通院等乗降介助などがあります。さらに、障害者の社会参加に資する市の制度として、タクシー利用料金の一部を助成する福祉タクシー事業も実施しております。

2点目、手話通訳の派遣状況につきましては、平成30年4月から本年2月末までの実績で、福祉課職員による派遣が186件、外部委託による派遣が38件の合計224件となっております。平成29年度では、福祉課職員による派遣が220件、外部委託による派遣が44件の合計264件となっております。

3点目、手話通訳の育成につきましては、市の主催により手話奉仕員養成講座として、入門課程及び基礎課程を毎年それぞれ昼夜2コース開催しているところでございます。今年度の講座におきましては、入門課程15名、基礎課程21名、合計36名の方が修了されました。今後も手話の普及及び通訳の養成に努めてまいります。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 答弁ありがとうございました。また、手話言語条例については、本当に前向きなご答弁をいただきました。ほかに1点だけお聞きします。

手話の講座のことですが、私の知り合いも講座を受講したときに、手話というのは本当に難しかった。理解するのも大変だったんですけども、講座を受け終わった後で、やってよかった、手話の何かがわかったような気がしたわというのを話してくれました。通訳をするとまではいなくても、こうして少しでも手話を理解していただく人をもっともっとふやして行ってほしいと考えますが、それに関して、市の考えをお聞きしたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員の再質問にお答えをいたします。

聴覚障害者の方々の社会参加、これを進める上では、手話の普及、そして手話を使える方々をふやすこと、これが重要でございます。先ほどの答弁で申し上げました手話奉仕員養成講座などにより、手話ができる方、これをふやしてまいりたいと考えてはおりますが、議員おっしゃられましたように、手話をマスターするのはなかなか難しいというところでございます。

養成講座につきましては、広報等によりまして、1人でも多くの市民の方々に受講していただくように努めるとともに、手話サークルの方々にもご協力いただく等によりまして、気軽に手話に親しんでいただけるような工夫もしてまいりたいと考えております。

今後も手話の普及あるいは手話のできる方をふやす取り組み、これを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福山晴美議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福山晴美議員。

○福山議員 2番目、健康づくり計画について、3点質問します。

我が国では、近年、高齢化が加速しており、団塊の世代が全て後期高齢者である75歳になる2025年問題が取り上げられています。岩出市においても県内では最も若いまちと言われていますが、今後、高齢化が進展していくこととなります。高齢化は介護保険や医療費への影響など、マイナスのイメージで捉えがちですが、元気で健康に年をとれば、趣味や社会活動に生かせる時間がたっぷりあるということでもあり、悪いことばかりではないと考えます。岩出市においても元気なお年寄りがふえることは、介護保険などへの負担軽減となることはもとより、地域の活性化にもつながると思います。そのためには、生涯にわたって健康に対する意識を高めていただくことが重要です。

先ほど、福岡議員も質問されておりましたが、トレーニングルームを利用されている人がふえているというのも、やっぱり健康に関しての思いがあると思います。

それも、また岩出市内に、最近、ジムやトレーニング施設もふえてきたのは確かです。あるスポーツジムの前を通ると、夜遅くてもたくさん車がとまっています。でも、また反対に、高齢者の方でそういうジムなどに行けない人、そういう人は自分で健康管理のために、毎日毎日歩くようにしているという話も聞いております。それだけ健康に関心がある人がふえてきているのは確かであります。

そこで、今回は市民の健康づくりに関して質問させていただきます。

本年度、市において健康づくり計画を改定されたと聞きました。現状を分析し、課題を把握し、計画を立て、目標を定めて施策を進めていくことが効果を上げるためには必要であります。

そこで、1点目に、計画を策定する中で、どのような課題が見えてきたのか。

2点目に、その浮かび上がってきた課題に対して、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

3点目に、この計画によりどのような将来像を描いているのか、お聞きします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員ご質問の2番目、健康づくり計画についてお答えをいたします。

岩出市健康づくり計画は、健康増進法第8条第2項に基づく、市町村健康増進計画に当たるもので、本市の健康づくりや保健施策を推進するための総合的な計画として位置づけております。今般、これまでの取り組みの成果を踏まえ、健康づくりの取り組みをさらに推進すべく、従前の計画の改定を行っております。

ご質問の1点目につきましては、まず計画の改定に当たり、さまざまな統計資料や健康に関するアンケート調査の分析結果から課題を抽出いたしました。主なものを幾つか申し上げますと、若い世代に食生活の乱れや、男性に肥満傾向が見られること、年齢が若い世代ほど日常生活で意識的な運動をしていない割合が高いこと、毎日3食とも食べている子供の割合が県平均より低いこと、約7割の方が子育てに何らかの悩みがあること、がん検診の受診率がやや減少傾向であることなどです。

次に、ご質問の2点目についてでございますが、健康づくり計画では、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、親子の健康、健康管理の5つの分野別行動計画を作成しており、それぞれの分野で市民の取り組み、それから地域・教育機関の取り組み、行政の取り組みを掲げております。

例えば、栄養・食生活におきましては、市民の取り組みは、朝食を毎日食べ、1

日3食しっかり食べます。地域・教育機関の取り組みは、地域のイベントを通じ、食事の大切さや栄養バランスのとれた食事に関する知識の普及・啓発を行います。行政の取り組みは、広報やホームページを通じて、朝食を毎日食べることや野菜を毎日とること等の大切さや必要性を発信しますなどしております。

次に、3点目のご質問につきましては、これらの取り組みに対して、それぞれ数値目標を設定しており、目標を達成することで、「子供からお年寄りまで、みんながともに触れ合い、市民と行政が一体となって、生き生きと健康で安心して暮らせるまち」、つまりはこの計画の理念である「みんながいきいき、健康に過ごせるまち いわで」、ひいては市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 答弁いただきました。「みんなが生き生き、健康に過ごせるまち いわで」の実現を目指していただきたく思います。

そこで、1つ気になったのは、食事のこと、さっきおっしゃってたんですが、毎日3食食べている子供の割合が低いということです。何事も子供のときから意識づけしていくことが重要ではないのかと思います。まして食事というのは、とても大切なことでもあります。3食の習慣が崩れると脳へのエネルギーが不足がちになるとか、1回の食事の量がふえ、肥満や生活習慣病などにつながる可能性もあると専門家が指摘しています。

子供のときから健康意識の向上について、今後どのように認識し、どう取り組もうとしているのか、お聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員の再質問にお答えをいたします。

議員がご指摘されている点につきましては、私どもも大変重要であると認識をしております。先ほども申し上げましたように、本計画におきましては、親子の健康を分野別行動計画の1つと位置づけておりまして、乳幼児健診の受診促進、それから未成年の飲酒率あるいは未成年の喫煙率の低減に力を入れることとしております。

また、栄養食生活の分野におきましては、学校や保育所等と連携し、子供のうちから食への関心を高め、正しい食習慣が身につくよう、普及や啓発に努めていきた

いと考えております。

今後子供と親、双方における健康に対する意識の向上に向け、取り組んでまいります。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福山晴美議員議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

手話通訳者、八木美代子さん、退室願います。ご苦労さまでした。

(手話通訳者 八木美代子さん退室)